

愛南町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

愛南町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・対象及び愛南町の現状	3
2	目標	5
3	計画の期間	5
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	8

1 計画の趣旨・対象及び愛南町の現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。)第8条第1項の規定に基づき策定するものである。

本計画により、文部科学省が定めた「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して教育職員の業務量を適切に管理し、健康及び福祉の確保を図るとともに、教育職員が業務の適正化・効率化を通じて授業や児童生徒と向き合う時間を確保するため、学校教育の水準の維持向上に資する取組を計画的に推進するものである。

(2) 計画の対象

本計画は、愛南町教育委員会が服務監督を行う学校の教職員のうち、給特法第2条第2項に規定する教育職員を対象とする。

(3) 愛南町の現状

本町では、令和2年4月1日に愛南町立学校管理規則(平成16年愛南町教育委員会規則第11号)を改正し、時間外在校等時間の時間数及び月数の上限を定め、教育職員の業務量の適切な管理に取り組んできた。

こうした取組の結果、令和6年度において、本町における教育職員の時間外在校等時間、年次有給休暇の平均取得日数(ただし、集計期間は令和6年9月～令和7年8月)及び愛媛県教育委員会が実施している学校における働き方改革に関する意識調査の結果については、次のとおりであった。

ア 時間外在校等時間の状況

区分	月平均	月45時間超～ 80時間以下の割合	月80時間超の割合
小学校	47.0時間	45.2%	7.8%
中学校	58.7時間	44.7%	22.7%

イ 年次有給休暇の平均取得日数

区分	平均取得日数
小学校	14.3日
中学校	13.7日

ウ 学校における働き方改革に関する意識調査

区分	①主観的 幸福感	②やりがい	③抑鬱傾向	④学びの 実践	⑤信頼関係
愛南町小学校	7.1 点	34.2 点	3.6 点	5.4 点	30.2 点
愛南町中学校	7.3 点	36.3 点	3.6 点	5.1 点	29.1 点
愛南町全体	7.2 点	34.8 点	3.6 点	5.3 点	29.9 点
愛媛県全体	6.5 点	30.8 点	5.1 点	4.6 点	27.0 点

※調査は、愛媛県内の小・中学校教職員を対象とし、表中点数は1人当たりの平均点である。

※①…設問1項目(0点～最高10点)

②…設問9項目(0点～最高54点)

③…設問6項目(24点～最高0点。1点～4点 ローリスク群、
5点～9点 リスク群、10点～12点 ハイリスク群、
13点～24点 超ハイリスク群)

④…設問9項目(0点～最高9点)

⑤…児童生徒・保護者・同僚・管理職に関する設問各1項目(0点～最高40点)

エ 現状から見える主な課題

時間外在校等時間について、小学校では月45時間超～80時間以下の割合が45.2%と高くなっているが、逆に月80時間超の割合は7.8%と低い水準となっている。中学校では、月80時間超の割合が22.7%と高く、月平均時間外在校等時間も58.4時間と高い水準である。傾向として、特定時期に業務の負担集中が起こっており、業務の削減・精選と併せて、一部の教育職員に業務に負担が集中しないよう業務の平準化や校務の効率化を進めることが課題となっている。

学校における働き方改革に関する意識調査では、「やりがい」の項目において小学校より中学校の方が約2点高いが、他の項目の点数は小学校と中学校でほぼ同じ点数である。全項目で愛媛県平均を上回る一方、「抑鬱傾向」の項目ではリスク群である5点以上の学校が2校あるため、健康確保の観点から早期把握・早期相談を行い、支援の仕組みを強化することが課題である。

ただ、「やりがい」を更に高めるような取組にも努め、愛南町教育委員会の働き方改革が「働きたい改革」とも連動して推進できるようにしていきたい。

2 目標

本計画において令和 11 年度までに達成を目指す目標は、次のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

指標	令和 6 年度(基準)	令和 11 年度までの目標
月 45 時間以下の割合(小学校)	47.0%	100%
月 45 時間以下の割合(中学校)	32.6%	100%
年間時間外在校等時間(小学校)	563.8 時間	360 時間以下
年間時間外在校等時間(中学校)	704.9 時間	360 時間以下

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

指標	令和 6 年度(基準)	令和 11 年度までの目標
年次有給休暇の平均取得日数	小学校：14.3 日 中学校：13.7 日	現状水準を維持・向上
主観的幸福感	7.2 点	現状水準を維持・向上
やりがい	34.8 点	現状水準を維持・向上
抑鬱傾向(リスク群 5 点以上の学校)	2 校	0 校
学びの実践	5.3 点	現状水準を維持・向上
信頼関係	29.9 点	現状水準を維持・向上

※年次有給休暇の平均取得日数以外の指標については、学校における働き方改革に関する意識調査の各項目である。

3 計画の期間

計画の期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とする。

なお、毎年度、実績に基づき進捗を点検し、必要に応じて取組内容や目標を見直すものとする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・保護者及び地域住民と連携し、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては、地域や警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・児童生徒が補導された時の対応については、緊急の措置が必要な特別の場合を除き、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・地域学校協働活動の実施に当たって、関係者間の連絡調整等を地域コーディネーターが中心となって行うものとする。
 - ・学校と地域コーディネーターとの連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教育職員間の適切な役割分担を行うものとする。
- ④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・過剰な苦情等があった場合、学校から報告を受けた愛南町教育委員会が対応し、顧問弁護士等の専門家を活用して、学校の負担軽減を図る。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ① 調査・統計等への回答
 - ・愛南町教育委員会が学校に対して回答を依頼し、又は周知を依頼する文書量について縮減に努めるとともに、デジタル技術を活用して学校の負担軽減を図る。
- ② 部活動
 - ・休日の全ての部活動について、原則として令和10年度までに地域展開を実現する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ① 授業準備、学習評価及び成績処理

- ・授業準備等を補助するスクールサポートスタッフや、デジタル技術を活用して、教育職員の負担軽減を図る。

② 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教育職員の連携・協働を促進する。
- ・不登校児童生徒への対応については、必要に応じて校内サポートルームを設置し、教育支援員等が中心となって運用することにより、教育職員の業務負担の軽減を図る。

(2) 学校における措置の推進

学校における次の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・学習のねらいを丁寧に分析し、単元計画を見直し、学習内容を精選する。
- ・朝の活動や清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・学校施設に不具合が発生した場合の対応について、デジタル技術の活用により受付から修繕の進捗管理、完了までを一体的に運用して手順を標準化し、教育職員の業務負担を軽減する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1月当たりの時間外在校等時間が80時間を超え、心身が不調となるなど長時間労働による過労が疑われる教育職員に、医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックにより高ストレスが認められた教育職員に、医師による面接指導の受診を勧奨する。ストレスチェック実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ・終業から始業までの勤務間インターバルについて、11時間を目安として休息時間の確保に取り組む。
- ・心身の健康問題に関する相談窓口の設置を検討する。
- ・学校における定時退校日を週1回設定するよう取り組む。

- ・夏季及び冬季の長期休業期間中に、連続する5日間以上の学校閉庁日を設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

計画の実効性を確保するため、次のとおり関連する取組や今後のフォローアップを行う。

- ・町内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、愛南町教育委員会のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、愛南町教育委員会で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、愛媛県教育委員会が実施する学校における働き方改革に関する意識調査の結果から把握する。
- ・愛南町教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させる。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けて取り組むよう努める。
- ・保護者や地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、愛南町教育委員会における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。